

第七十五回国会 法務委員会 議 録 第 九 号

昭和五十年三月四日(火曜日)

午前十二時十分開議

出席委員

委員長 小宮山重四郎君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君

理事 田中 覚君 理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君 理事 横山 利秋君

理事 青柳 盛雄君

小澤 太郎君 小平 久雄君

福永 健司君 星田柳右門君

中澤 茂一君 諫山 博君

沖本 泰幸君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省保護局長 古川 健次郎君

委員外の出席者

参 考 人 柳 川 眞文君

(中央更生保護
審査委員長)

参 考 人

(東京保護司会
連盟理事)

世田谷保護区保
護司会会長)

参 考 人

(専修大学教授)

法務委員会調査
室長

家弓 吉己君

山本 門重君

平出 禾君

同日

三月一日

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法
律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二号)

同日

熊本地方法務局免田出張所存置に関する請願
(瀬野栄次郎君紹介)(第一〇一三三号)

法務局、更生保護官署及び地方入国管理官署職
員の増員等に関する請願(東中光雄君紹介)(第
一〇一四号)

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和五十年三月四日

同外一件(中澤茂一君紹介)(第一〇九〇号)
借地、借家の買取りに関する請願(堀昌雄君紹
介)(第一〇八八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一二二号)

○小宮山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する
法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、中央
更生保護審査委員長柳川眞文君、東京保護司会
連盟理事、世田谷保護区保護司会会長山本門重君、
専修大学教授平出禾君、以上三名の方に御出席を
願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げ
ます。

参考人の皆様方には、御多用中のところ御出席
をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、主として犯罪者の更生保護並びに恩赦
制度等の実情につきまして、参考人各位の恩赦の
ない御意見を承り、もって本案審査の参考にいた
したいと存じます。どうぞよろしく御願いたし
ます。

なお、御意見の開陳は、委員の質疑にお答えを
いただくこととして、御発言の際には、その都度
委員長長の許可を得てお願いいたしたいと存じま
す。

それでは、質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。横山君。

○横山委員 参考人の皆さんには御多忙のところ
ありがとうございます。しばらく皆さんに簡潔

にいろいろ、御意見を伺いたいと存じます。

平出先生にまず伺いたいと思いますが、いまに
なつて「恩赦」という言葉がどうも私はひつかか
るわけでありまして、「恩赦」という語源という
ものはどういふことなんでしょう。恩赦法、その
「恩」という字がどういふことから使われておる
とお考えでございましょうか。途方もない質問か
ら始まるのですけれども。

○平出参考人 御質問でございしますが、どうもそ
ういう語源的なことまで詳しく研究しておるわけ
じゃありませんけれども、恐らく東洋法制、中国の
法制から来ていることと存じます。ただ、中国の
法制の中にも、ただ単に「赦」というようなこと、
「赦免」というような言葉はよく見かけますが、
「恩赦」という言葉が中国のどういふ文獻に出
ているかまでは詳しく存じません。御存じのよう
に、いわゆる恩赦といふ申しますが、恩赦のことは
何分にも日本では主として皇室の慶弔の問題を
契機として一般に行われた経過がございしますの
で、その「恩赦」という言葉が適切であった、私
はそう考えております。

○横山委員 まさしく私もそういう感じを持った
わけでありまして、「恩赦」という言葉が、その一
番基本的な語源が皇室の、何といひますか、そう
いふところから出ていることであるならば、一体
いまこの恩赦によつて罪を軽減されるといふこと
が、いかなる角度から罪を軽減され、また許され
るのか。これは柳川さんにお伺いしたいのであり
ますが、どういふ理由から罪を軽減される、どう
いふ物差しによつて軽減される、そういうことが
恩赦の「恩」、つまり皇室とどういふ関係がある
のか。この罪を許すといふことが、非常に本人が
まじめである、努力をしておる、あるいは気の毒
である、国家的行事がある、いろいろな理由があ
らうと思うのですが、どうも私はその「恩」

という字が、いまの柳川さんのなさっている
しる仕事と関係ないとは言わねけれども、それ
がそもそも始まりといふことは、感覚的にはもう
違っているのではないかと気がいたしますが、
どうでありましょう。

○柳川参考人 いま先生のおっしゃるとおり、私
も「恩赦」というのがいまの時代に果たして適
当であるかどうか、いささか疑問を持っております。
ただ、長い間「恩赦」という言葉が使われて
おり、いまの法律も恩赦法というのが基本法に
なっておりますので、そのまま恩赦、恩赦と言っ
ておりますけれども、恩赦の効果として一番私
どもが考えているのは、通常、恩赦につきまして
は、その対象者、つまり犯罪者が、この恩赦とい
う作用によつて今後二度と悪いことをしないとい
うかたい決心を持つ機会が非常に多いということ
を私たちは確認しておりますので、「恩赦」とい
うのはそういう意味で、もしほかの適当な言葉が
ありますなら改めても一向差し支えないと存じま
す。

○横山委員 平出先生に伺いますが、私どもの党
はさきに、死刑の確定判決を受けた者に対する再
審の臨時特例に関する法律というのを提案したこ
とがございします。これは再審制度に対するすべて
を網羅したものではありませんけれども、要する
にいまの再審制度のとびが非常に狭い、したが
つてこの際、再審制度について見直すとかか
りになるために、この法律は、昭和二十年九月二
日から昭和二十七年四月二十八日まで、つまり講
和条約効果を発するまでの占領期間というもの
の、日本においてあらゆる状態が必ずしも尋常で
なかったときの死刑判決に対する再審制度、そう
であります。この法案をいろいろつくります過
程におきまして私どもが考えましたことは、この
再審制度と恩赦との関係なのであります。再審制

度が非常に門が狭いので恩赦に期待をする。ある刑に服してある人のところへ行っているいろいろな私も相談に乗ったわけでありますが、有識者も、とてもじゃないが、再審というよりも恩赦の方が道が早いということなのであります。自分が、罪ではない、自分は無罪であると言っておる人も、再審がとて門が狭いから恩赦でやろう。また、その点は柳川さんにも伺いたいのですが、あなたが審査をなさっておるときに、本来これは再審の問題ではないか、恩赦の問題ではないかではないかということがあるのではないかとも思います。

そういう点で、この恩赦と再審、両方別々な運用ではございますけれども、恩赦にこれほどの努力があるならば、わが国においては再審制度についてももう少し間口を広げてよいのではないかと、うことを考えるのでありますが、両先生から御意見を伺いたいと思います。

○平出参考人 いわゆる恩赦の機能に関する問題にもう入っていると思いますが、恩赦とは何かとか、恩赦は何のためにするのかということにつきましまして、日本だけでなく、ほとんど世界の各国で行われているわけですが、私も世界各国をよく存じているわけではございませんけれども、知っている限りで申しますれば、イギリスでもキングの特典と申しますか、フランスでも王様の権限、いまでは大統領の権限というふうになっておりますが、それはいわば行政面から、確定しておる司法裁判についてレビューと申しますか、再吟味をするという役割りを果たしておるわけでありまして、これを司法部内で申しますと再審ということになるわけですが、裁判所が、裁判所のした判決を自分で直すということが再審になるわけではございません。もともと、恩赦が諸外国で発達した経過の中には、立法が厳し過ぎたということから恩赦をするということと、それからもう一つ、裁判に誤りがあるから恩赦をするということと、両々あると考えられます。余り意識して書いてある書物などはございませんけれども、いつも並べて書いて

あります。そこで、恩赦には再審的な役割りがあるということ、少なくとも潜在しているということとは考えていいのだと思います。

ただ、この再審の制度というものは、恩赦の制度に比べますと後に発達してきた制度でございまして、その再審が順調に発達してくる程度に就いて、恩赦の方は、つまり裁判の誤りを正すという意味での恩赦というものは後退してきていると思えます。もっぱら、先ほども申します日本の皇室というばかりでなく、どこの国でも、国の慶弔と個別の恩赦をするというふうなことが行われているようにあります。中国の昔などではしきりに恩赦が行われたように、たとえ王様がかわれば恩赦をするとか、激しい時期になりますと天災地変があると恩赦をするとかというふうなことであったように物の本には書いてございますが、これというのも、国民がみんな気持ちを一つにして新しい事態に当たろうというふうな機運をこの恩赦によって期待している、そういう面があったのだと思えます。そういう意味では、言葉が過ぎるかもしれないけれども、余り理屈どおりにばかりいつているわけではないと思えます。恩赦というものは、かなり、計らいであるとか裁量であるとか、また理屈で詰めていくとどうか、賛成する人もあるが反対する人もあるというふうなところまでいくような性格を持っていると考えます。

再審の問題につきましても、最近といいますが、近ごろの考え方では、なるほどその再審的なことを恩赦に持たせるが、それはほかの方法、いわゆる司法的な方法では解決のできない問題について恩赦の働きを求める、そういうような考え方のようでありまして、したがって、係属中の被告事件のようなものは上訴の手段で争うべきである、確定してしまったものについては再審で争うべきである。ところが再審で争う道のない、たとえば法律が変わって——裁判の途中で法律が変わった場合には、法の変更ということで被告人に利益に変更されてまいりますけれども、確定して

しまってから後でありますと、裁判に誤りがあつたわけではないわけですが、その後の事情で軽くなる、あるいは罪でなくなるというふうな場合が起きてくる。そういうような場合になると、直接再審には当たらないような場合も考えられる。判例が変更されるというふうなことも一つであろうと思えます。後に問題になるかもしれないけれども、刑法二百条に関する最高裁判所の大法廷の判決によりまして、それ以前にすでに確定しております者に対する問題は、いろいろな方法が考えられますが、何とか是正しなければならぬまいということは常識的にも考えられることで、正しい考え方だと思えますが、そういう場合には恩赦の機能を発揮するというふうなことが考えられると思えます。もちろん、この恩赦には、その恩赦を受けるべき人の個人的な事情によりまして、本人がもうすでに改心しているとか、あるいは復権の必要性が特に強いとか、そういうような種類の働きもあると思えます。

私は、いま申したことをちよつとまとめてみますと、国の仁慈と恩恵といったような面の問題があり、それからほかの被告人あるいは受刑者などとのアンバランスをなくさなければならぬという場合と、それからいわゆる刑事政策的に考えて本人のために恩赦をする、こういう三つの働きがあるのだと考えておるわけでございます。

○柳川参考人 御承知のとおり、日本国憲法は三権分立ということを根本思想にしておるのであります。お互いに三権に対しては干渉しないということが認められておると私は思っております。それで、刑事事件で裁判所が念入りに三審制度をもつて事実を確定し、刑を感ずるということとはまさしくこの司法権の権限であります。しかし、それは時間の経過によって多少事情が変わってくる場合もありますし、画一的な裁判に陥ることもありますが、そういうようないろいろな欠点がありますので、そういうものを恩赦によって救済ということにはあり得るわけでありまして、三権分立と申しまし

でも、絶対的にその権限の中にくばしを入れてはいけないというのではなくて、そこはチェック・アンド・バランスと申しますか、ある程度はほかの、たとえば行政権が司法権に若干くばしを入れるといひますか、修正をするというふうなこととはやむを得ないことだ、また相当ではないかと思っております。

恩赦制度というものはそういう観点から、裁判の固定性とか画一性とかいうような点を何とか修正することができるようという行政作用、これが認められておりますので、この恩赦の存在ということは私は必要だと確信しておりますが、ただ、考えなければならぬのは、犯罪事実の認定というふうな点についてはあくまでも司法権を尊敬して、裁判所の判断に敬意を表する必要がある、こう考えます。以上です。

○横山委員 柳川さんにお伺いするのですけれども、先般来当委員会におきまして、恩赦の従来の経緯、結果について質疑応答がされております。その中で、二意見が出ておりますのは、私ども政治家に対する選挙違反に関する恩赦が少し緩過ぎるのではないかと。政治家だけが得をし過ぎていくというのですかね、そういうことがあるのではないかと。これは私も自身のことであるから、よいいに私どもとしては気になることであります。それが時の権力によって、つまり政府・与党によって少し乱用されているのではないかと、この意見がございましたが、それをどうお考えになりますかということが一つ。

それから、恩赦というものは恩赦法及び施行規則というわりあいに簡単な法律で、しかも少ない人数で、大変大きな、広範な仕事をしつらつして。今度この法律を改正するゆえんもそこにあるわけですから、少ない人数で大変な仕事をしつらつして。そういうことについて、どういう基準で、どういう裁量でやっておられるのか。かなり広範な権限があなたの方に信託されておると思ひますが、この恩赦の基準というものは一体どういうものなのかということが私どもの議論の焦

点になりました。

私の言わんとするところはわかりでございましょうか。——この二点についてお答えを願いたい。

○柳川参考人 いま委員の方からのお尋ね、そういうような声を私も多少聞いております。しかし、私並に私と一緒に仕事をしておる委員は、中正、公正を誤るような仕事を絶対しないつもりでございませう。いろいろな雑音といいますが、あるいは陳情と申しますか、そういうものも参るようでありませうが、審査会としては、私を初め各委員は直接そういう問題にはタッチしておりませう。仮に陳情者がございまして、私が直接陳情者に会ってあれこれと問答するようなことはしておりませう。さつき申し上げましたとおり、審査会は裁判の修正をするというようなきわめて重大な責任を負うておるものでありますから、その審査会の委員が何か政治的に物を考えたりして、公正に行うべき聖職と申しますか、大事な仕事を汚すようなことはいたしておらぬ覚悟でございませうから、どうぞ御了承願います。

○横山委員 お気持ちはよくわかるわけでありませう。審査会の仕事は、短い法律で、しかも重大な権限が付与されておる。裁量権にゆだねられる場合が非常に多い。しかも、私が指摘いたしましたように、恩赦法という法律が、われわれ国民が容赦し、それに対して意見を言ひ、それに対していろいろのことをするという雰囲気の世界にある。それで、審査会というものは民主的かつ公正な運営というものが確保されていまして、何かの關係でそれが、いまいちと言っているわけではありませう、何か万一その信頼感が失われる、国民的信頼感が失われるようなことが一つでもあったらいたしません、これはもう重大なことになると思ひます。法に対する、恩赦制度に対する重大な問題になると思ひます。いまそういう事実があったと言っているわけでは決してございませうから、誤解なさらないようお願いしたいと思ひるのでございませうが、ぜひその運用について遺憾

のないようにしていただきたいと思ひます。

山本さんに伺ひたいと思ひます。この間の委員会では、私は、大臣並びに保護局長に、この間の保護司制度の現状につきましていろいろの角度から伺ひをしたわけでありませう。時間の關係上、要約して私の質問の趣旨を申し上げますと、いまの保護司制度というのは、該

当者が少なくなつてゐる。つまり更生保護を受けざる該當者が少なくなつてゐる。更生保護会はそれによつて財政的にも危機に立ち至つてゐる。それから保護司の選出についてもいろいろ私の意見を申し上げました。少なくとも、世界的にも日本のこの保護司制度というものは非常に評判のよろしいものであるけれども、犯罪者の更生保護の現場を担当していらつしやる保護司の皆さんのあるべき姿、あり方についてもう一遍いま考え直すときになつてゐるのではないかと。また法律的にも、更生緊急保護法とそれから犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法と三法あるけれども、この三法が存在しなければならぬような理由はないのであつて、これを統合して一本にすべきではないかと。いろいろの問題を提起をいたしましたわけでありませう。また、去年調停委員の一日のお手当がたしか七、八千円ぐらゐになりました。しかるに保護司の報酬といひますと、今度上がつて一月でBクラスが一人千三百円、Aの方が二千六百円、Cが千四百円ですか、これはまことに少な過ぎるではないか。もちろん金銭の問題で仕事をなさつていらつしやる人はいないにしても、調停委員と保護司と比べてまことにひど過ぎるではないか。保護司に対する物の見方をどう考へておるのか等々の質問をいたしまして、それぞれ大臣並びに局長から、大体においては趣旨もつともである、改善をしたいという答弁がございませう。

短い時間で山本さんにそういうようなお答えをいただくのことはさきながら、あなたがきょう別に全国の保護司を代表してというような立場で伺ひするわけではありませうが、一人の保護司として、今日の保護司を取り巻く環境、現状について、日ごろ考へておられる点をひとつ自由に御意見を開陳していただきたい、こう思ひます。

○山本参考人 大変保護司の問題に注意を向けていただいたことを非常にありがたく存じます。いま御質問の保護司の財政的な問題、それから保護司に対する弁償金の問題、低きに過ぎるのじやないかという御認識でございませうが、われわれはその点を痛切に感じておるわけでありませう。おつしやいましたように、われわれは率仕の精神から出発しておりますので、金銭的、時間的犠牲はもちろんな覺悟の上であり、そういうことは余り口に出したり、あるいは問ひに上せたりすることを潔しとしない氣持ちもあり、そういう立場でもあるわけでありませうが、保護司の弁償費といふものがやはり社会的に考へて、これをほかの福祉の仕事をしておる方々と比較してみたりいたしました、確かに非常に低いということとをわれわれは痛感をしております。やはりある程度の償ひはありませうと、現在やつておる保護司が将来ともずっとやるわけではございませうし、特に老齡化しておるこの現状を改善していかなければならぬ、若い人をどんどん吸収していかなければならぬといふ場合に、いまの、価値観が変わつたといひますと、どうしても若い人にはやはりある程度それに対する報酬といひますか、裏づけがないと魅力がない。仕事自体が、恩恵的な仕事をやる民生委員などと違ひまして、そういう右から左への恩恵的なことはいないわけ、しかも犯罪防止の立場からは、いろいろ家庭の環境あるいは社会環境に対して、あるいは本人に対して余り耳ざわりのいいことは言つておれないといふようなことで、仕事自体が非常に秘密の問題もありませうし、陰に隠れた仕事であるといふような、ちよつと一般のボランティアとしてやるには少し手ごわくて、むずかしくて、繁雑でといふ点などがございまして、やはり同じ奉仕にいたしましても、いろいろなボランティアの仕事があるわけだけれども、更生保護、保護司の仕事といふものは、特殊ないろいろな広範な任務を背

負つております關係で、やはりある程度の裏づけがないと人材を確保していくことが非常にむずかしいといふことでございませう。もちろん、保護司という肩書きが欲しいといふような、非常に単純な動機の方々は幾らでもあるわけではございませう、数をそろえることには別にそれほど苦労はないと思ひますけれども、この重大な仕事を担つていく、ことに今日のように保護観察官が少なくなつて、どうしても保護司に仕事がおぼつてくる、非常に重要な任務を一人でおぼつていかなければならぬといふことになつてまいりますと、やはりある程度、社会通念上この程度のことはという線があるだろうと思ひのでございませう。そういう線から見まして余りに低きに過ぎるんじゃないかという感想を持ち、そういう声が仲間から出てまいるわけではございませう。

それから、保護観察をするだけでなく、やはりそこに付随してまいります保護司の運営という問題が出てまいります。この保護司会といふのは、法的な団体ではありませうけれども、どうしても横の關係をつけたら、いろいろ研修をしたり研究をしたり、あるいは報告ものがあるといひます。活動に対する報告があるといひます。その保護司会に対する経費といひます。これはほとんど保護司自身の会費と、それに地方自治体から若干の助成金をお願いをいたしまして、それで運営しておるというふうな状況でございませう。このケースの担当とともに、この保護司会の運営という問題が常に関連して出てまいります。

これは犯罪予防活動をする上においても、どうしても保護司の存在が必要であるといふことになつてまいります。保護観察所の任務である保護観察と、それから犯罪予防活動の二つの任務を、観察官が足りないために保護司がほとんどおんぶして、経済的にも時間的にもやつておるというふうなことでございませう。しかも、この犯罪予防活動のためにきております更生保護婦人会であ

いと思ひます。私は、この死刑という問題をわが国において将来にわたって廃止をしたいと思ひ一人ではございませうけれども、柳川さん及び平出さんの死刑に関する御意見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○柳川参考人 御承知のとおり、最近と申しますか、かなり前から、わが国においても死刑を廃止したらどうかという声はございませう。またそれが漸次高まつていくように私たちが聞いております。しかし一面、国民感情から申しまして、果たして死刑を全廃するということがいかにどうか、これは非常に疑問でございませう。私、個人的な意見では、まだその時期ではないというように感じております。ただし、死刑というのは、お話のとおり取り返しのつかない結果を招来するというようなこともあり得るのでありますから、われわれとしては、死刑の裁判があつたからすぐに執行するということがなくて、もし再審なり恩赦なりの方法が講じられた場合は、それに対して慎重に考慮して処理するという考え方を持つておるのでございませう。

○平出参考人 死刑の問題は、刑事政策の面から申しましても常に大問題になつておることとございませう。結論的に申しまして、いわゆる科学的な立場から考える場合には、自分の意見というものを出す前に、社会的な現象としての死刑に対する取り上げ方というものを客観的に観測いたしまして、その観察に基づいて結論を出すというやり方をするのが、いわば科学的な方法として正しいと考えておるわけでありませう。したがいまし、社会的に死刑というものについてどう考えるかということ、特に裁判を通じて裁判所が死刑の言い渡しをするという事情のある、その事件につきまして十分な検討を加える。いわゆる、だれが考えてもこれは死刑は仕方がないというような事件があるのかないのかということでありませう。最近、ここ一、二年の間にもずいぶん残虐な事件がございまして、あの犯人は死刑は仕方がないのではないかという声がやはりございませうので、そう

いう実態を冷静に判断いたしますと、なかなか死刑廃止というふうには踏み切れないと思ひます。私も死刑存置を支持するものではございませうけれども、この際一氣に廃止すべきであるという意見には、いわば合理的な裏づけを必要とすると思ひます。

なお、恩赦と死刑の關係につきまして、先ほどの用語の点で申し上げた方がよかつたのかもしれないけれども、イギリスのキングの恩赦というのはマージンというようにございませうし、フランスでもグラーヌというように、恩恵的なという意味の言葉を用いておるようであります。アムネスティーというかたい言葉を使ひますが、あれはどうも忘れるということの意味のようございませう。これはもう過去のことだから忘れようじゃないかということのようございませう。イギリスにおいては、死刑についてかなり多く恩赦が行われております。殺人はすべて死刑である、あるいは正当防衛のような形、事情があつても死刑であるというふうなことがかなり、そんなに古いことではございませうが、十六、七世紀ごろまでと思ひますが、ありましたので、そういう場合には恩赦が働く、マージンが働く、そういうことが死刑と恩赦とを結びつけておることと考えられます。なお、フランスでは、死刑の言い渡しがあつても、執行する前に特赦、これがアムネスティーと言われものなのであります。特赦が拒否された後でなければ死刑の言い渡しは執行しないという規定が刑事訴訟法の七百三十三条にございませうので、訴訟手続的に申しますとそういうことも考えられるわけでありませう。死刑の執行について慎重であるべきだということには、そういう一応恩赦のルートを経て、そこでその事情を申しやうとするということになるのかと思ひますが、余りフランスの実情、手続の点まではわかりませうけれども、そういう規定がございませう。また、中国でも、猶予といひますか、執行を猶予する、一年であるか二年であるか、猶予する、執行までに期間を設けるというふうなこともあるように聞いております。

す。日本でもそういう点では配慮はされてはおりますけれども、なおもしそれで十分でないというお考えがございませうれば、またいろいろなことが考えられると思ひます。

先ほどの死刑の問題は、これは時代とともにかなり推移があるのじゃないかと思ひます。具体的な事件を申し上げてどうかと思ひますけれども、埼玉県でありました強盗殺人事件につきまして、一番では死刑、控訴審では事実そのまゝ認めながら無期懲役というのを聞き及びと思ひますが、一番と二審との間に十年間という歳月を経たおるわけでありませう。浦和の地方裁判所が三十九年に言い渡して、東京の高等裁判所が四十九年の秋に言い渡しておる。この十年の経過というものをどういうふうにか考えるか。これは軽々には申せないと思ひますけれども、一つには、死刑に対する一般の考え方、それを要請した裁判所の意見というものも反映しておるのではないだろうか。もちろん十年間という被告人の苦勞というものを考慮されておるのかとも思ひますけれども、われわれから見ますと、その間における死刑というもののに対する考え方、いづれにしてもこれは被害者が一人である、いろいろな偶然の重なりがだんだんと雪だるま式に本人に悪い事態にまで発展させてしまったのだ、そういうようなことが、死刑ではない、無期懲役でいいのだという判断を裁判所がする、そういうような時代的な動きというものがあつたのじゃないかと觀察しているわけなので、恐らく死刑というものは今後ずっと減つていくと思ひます。統計から申しましても、十年ぐらゐ前までは十件、二十件という数であつたのが、もう二件、三件、五件ぐらゐのことになつておるようですが、先ほども申しますように、いよいよどうにもならないという人間、そういう事情の事件がなくならない限り、やはりどうも存続、やむを得ないのだと思ひます。

○横山委員 ありがとうございませう。

○小宮山委員長 大竹太郎君。

○大竹委員 それでは各参考人に一件ずつお聞き

したいと思ひます。いまほど横山さんの方からは、犯罪者予防更生法の今度改正する部分についての御質問が大してなかつたので、改正する部分についてお聞きをいたしたいと思ひますが、まず柳川参考人にお聞きをいたしたいのであります。

御承知のように、いままで委員長さんが常勤でいらしたのであります。ほかに四人いらつしやる委員は皆さん非常勤ということになつておつたわけでありませう。今度の法律の改正で、そのうちお二人を常勤にするという改正になつております。承りますと、いままで審査会のやり方は、四人とも非常勤でいらつしやるから、事件を、はつきり四つに割つたというふうなことはなかつた、なつた方が割り当てられた事件をお調べになつて、そして今度は委員長さん以下お集まりになつて御審議になるということであつたようでありませうが、今度は二人が常勤、二人が非常勤ということでありませうので、事件をどういうふうにしてお分けになるのか。この常勤、非常勤という制度は、会社の取締役なんかにあるわけでありませうが、会社あたりでは、社長以下常勤の人々が集まつて原案をつくる、そして今度は非常勤の方も集まつていたいてその原案を検討するというのが普通のことでありませうが、この審査会におかれましてはどういうような運営をされるのか、それをお聞きしておきたいと思ひます。

○柳川参考人 お答えいたします。恩赦を申し上げる役所は、検査庁、刑務所、保護観察所のそれぞれの長から、資料をきちんとそろえまして、そしてわれわれの審査会の方に送つてくるわけでありませう。審査会として送つてくるわけでありませう。その事件が私ども審査会の方に回つてきますと、いまお話しのように主査委員が私を決めます。というのは、委員長は、各委員の忙しさ、ほかでどういふような仕事をなさつておるか、非常勤ですからほかの仕事もいろいろ持つておられるので、そういう点をよく見ておまして、そして

適当な事件を適当な委員に主任としてやってくれ
とお願いをしているわけでありまして。しか
し結局は、主査委員がいろいろと細かく審査して
くださるわけですけれども、最後は五人の委員が
集まりまして、そこでいろいろと議論を合いま
す。その上で、簡単に結論が出るものもありま
す。どうしても話が一致しないというので、委員
長が多数決にすることを主張しまして、決をと
ります。そして、恩赦で言いますと、恩赦相当か不
相当か、もし相当であればどういふ種類の恩赦が
相当であるか、出願者の希望どおりの恩赦の種
類にしていふか、あるいは出願者の方にうーべん
話し合つてみて、たとえば特赦でなくとも復権で
結構であるというようになると、またそれ
についてこちらで考えまして、われわれとしてこ
れならば恩赦として適当であろうという線に落
つかせるわけでございます。それで、審査会とし
て意見が決まりますと、それを法務大臣に申し出
ます。というものは、これは法務大臣が恩赦を決
める責任者でございます。内閣でございま
す。法務大臣にはただ閣議にかけてほしいとい
うことで、一件書類を法務大臣の方に回しまして、
法務大臣が閣議にかける手続をしてくださるわけ
でございます。大体恩赦の方の關係はそういうよ
うな手続になっております。

○大竹委員 それは従来のやり方でございま
して、今度は常勤と非常勤の委員があるわけでござ
いますから、むしろその方をお聞きをいたしたい
のであります。

○柳川参考人 今度皆さまの御配慮によつて常勤
委員が二人ふえまして、一番うれしいことは、と
にかくほかいろいろの御用を持つておられる方
が主としてこの審査会の方に力を注いでいただ
けるという点であります。先ほども申し上げたと
おり、恩赦に対しては重大な責任がありますので、
できるだけ資料を集め、できるだけ資料を読み、
そして各人が十分に議論し合つて結論をつけな
ければなりません。そういう意味では、常勤の委員
がふえるということは非常に効果的であり能率的

であると考え次第でございます。
○大竹委員 それでは、時間もございませんか
ら、次に山本参考人にお聞きをいたしたいと思
います。

これは直接この法律に關係はないのでありま
すが、恩赦によつて復権をしたり出獄をしたりする
人が出るわけでありまして、こういう方も保護司
としてお取り扱いになるのだと思ひますが、い
ゆる恩赦によつてそういう刑を終つた人と、恩
赦によらないで刑を完全に消化したと申しま
すか、そういう人と、再犯とかそういう面にお
いて差異がございませうか。これは全国的な問題に
ついてはお役所の方に何かの機会にお聞きしたいと思
ひますが、山本参考人御自身の経験を通して、ど
ういふことになっておりますか、お伺いをいた
したいと思ひます。

○山本参考人 刑を終わった後、一体どうな
っていくかという追跡調査の方法が非常にむずかしい
問題でございまして、また調査といふことになり
ますと、非常に人権にもかかわつてきますし、そ
の対象者の立場の問題がいろいろございまして、
全体的にどうなつておるかといふことについて
は、これはおそろくさういふことは統計も
出ないだらうと思ひます。

ただ、私も保護司をいたしましてこれにか
わつてくるのは個別恩赦の方でございまして、
個別恩赦の方ですと、本人からの申し出がある場
合がございまして。たとえば、私の担当した
もので言いますと、暴力団で麻薬を売つておつた
というのが刑務所に入つて、出てきた。それで仮
出獄期間を終わりました。そうしてあとキリスト
教の牧師になつたといふことを考えまして、学校
に入る段階になつたときに、何か前にさういふこ
とがないかどうかといふことで、やはり宗教家に
なるのですから、良心的に、隠していくといふよ
うなことは本人としてはできないといふことで、
何とかこれをなくする方法がないものだらうかと
いふ相談を受けて、そして恩赦にしたいだ
い、いまりつぱにある教会を預かつて牧師になつ

ておる。暴力団出身者でさういふのが実はあるの
でございまして、これなどは非常に恩赦というも
ののありがたさを感じた、一つの効果のあつた例
だらうと思ひます。

もう一つは、御承知のように觀察所の方で期間
をちゃんと調べておきまして、さうして、こうい
う人間が恩赦に該当する時期が来てるがどんな
状況かといふ問い合わせがあつて、それを調査す
る場合に、いろいろさういふ事情は変わつてお
りまして、むずかしい困難なところがあるわけで
ございまして、さういふ場合がありまして、
いづれにいたしましても恩赦の証書を、觀察所が
呼びまして、保護司も立ち会つて、係官のおるこ
ろで渡すわけでございますが、このときに、た
だ渡すだけではなくて、恩赦の意義といふものを
克明に説明がありまして、それを受ける側は非常
に感激して、将来の一層の更生を誓つていくとい
うような事例はたくさんあるわけでございます。
といふことでありまして、その恩赦を受けなかつ
た者がどうなつたかといふことについては、ほと
んどわからないでおります。

○大竹委員 次に、平出参考人にお聞きいた
したいと思ひます。今度の改正によりまして、御承
知のようにいままでは委員長だけが政治活動
してはならないといふことになっておりました
が、今度は変わつて、常勤の委員さんも非常
勤の委員さんも全部政治活動をしてはならない
といふ改正をしよつとされるわけでありまして。多
少この審査会は特別な性格を持つておるかもしれ
ませんが、ほかのいろいろな委員さんにもやは
り關係があることだらうと思ひます。一口に言
えば、最近の民主主義的なものの考え方からしま
すと、多少進行している物の考え方じゃないかと
いふような氣もするわけでありまして、先生のお
考えをお聞きいたしておきたいと思ひます。

○平出参考人 これは一般に公務員の性格に關
してのことだと思ひます。ことに常勤といふこと
になりますと、純然たる公務員とはは変わらな
いことになりまして、全体の率仕者といふ、さう

いふ考え方から来る帰結であらうと思ひます。そ
こで、この中央更生保護審査会の委員方を全員常
勤の委員にするといふことでありますと、私は行
き過ぎじゃないかと思ひます。やはり非常勤の方
のお知恵を拜借して——こゝ申すとなんだけれ
ども、常勤で政治活動もできないといふことにな
りますと、それなりの狭い枠の中に入るといふ危
険性がございまして、非常勤の先生方も残して
おいた方が私はいいと思ひます。片や行政的な事
務効率といふ問題を考えますと、まあ、この四人
の委員の半々がいいところじゃないかと、私は賛
成いたします。

○大竹委員 終わります。
○小宮山委員長 青柳盛雄君。

○青柳委員 私の方では山本委員も質問をされる
ことになっておりますので、私は重複はもちろ
ん避けたいし、あまり長い時間をとりたくないと
思つております。

恩赦制度といふものについていろいろお話が
ございましたが、私の直観で言いますと、刑罰と
いふものが必要悪であるといふ考え方、だから
なるべくならば刑罰のないような状況が理想で
ある。したがつて、一たん刑罰が科せられてい
ても、いろいろの機会にこれを緩和していくとい
うことが必要ではないか。これが社会の進展をス
ムーズにしていく上で、刑罰も必要悪であれば、恩
赦はそれを緩和する意味においていいものである
といふことで、国民からももちろん歓迎されて
しかるべきものだと思いますが、ただ、公平にこ
れが行われるかどうかといふことが一番問題にな
るわけでございます。公平に行われるという保証は
どこで得られるかといふことになれば、これは、
個別恩赦の場合は、それが審査をされて内閣が結
論を出す、その過程において決して特定の者に偏
重するようないかといふことが望ましいわ
けであります。どうも恩赦の制度について社会
的に大きな批判的になりますのは、政治的な犯
罪と言われているものに対する時の政府の姿勢の
問題といふことのようにあります。

というふうな考えております。

○平出参考人 先ほどもお話がありましたように、刑事訴訟法の中では自由刑の執行について、年齢七十歳以上の者は特別に執行を停止するという規定がございますし、また死刑の執行の停止につきましても、たとえば懐胎の婦女のようなものは執行しないというような規定がございますが、現在の法律の考え方は、先ほど柳川委員長も申されたように、死刑の執行について、高齢者であるから執行を停止するという規定にはなっていないことは御承知のとおりであります。

それでは何か配慮をするべきではないかというお話でございますが、ごもっともだと思います。ただ、高齢であるがゆえにという意味でなしに、いろいろな事情をしんじやくいたしまして、恩赦

が必要であるのか。もし御意見がありましたら特に平出先生と限りませうけれども、皆さんか御意見をいただきたいと思ひます。

○平出参考人 刑の執行の点でございますが、判所が裁判をする、その結果出てきた執行すべし刑がありますれば、その執行の指揮は検察官がするということになっております。検察官が忠実にその判決の結果を執行機関の方に渡すというので、その間に裁量の余地はございませんのが日の現在の状況でございます。したがひまして、の間に特別にうまい考えというものも思ひつきせん。

いま刑事政策の学問の上、ことに行刑学において問題になっているのは、その刑の執行に關する問題になるわけですが、そういう問題に

いて裁判官がもつと関与すべきではないか。日本の現状においては、裁判官の関与というものがほとんどないと言っていると思ひますが、裁判官が関与すべきではないかという意見は出ております。ことにフランスでは、刑の執行に關するその部門を担当する裁判官というのを特に置いて、これはわりあいに最近、一九七二年だったと思ひますが、その改正のときに出てきて、刑の執行をする段階で裁判官の関与というものは行われておるようであります。

ただ、司法制度というものは一つのセットのようになして行われているので、片一方が機能を發揮すると片一方は遠慮してもいいし、片一方が機能が悪くなればほかのものが補うというような、相補っていくような關係がございいます。日本では檢察官が刑の執行を指揮するというので、行刑の内容にまで関与しない。これは終戦前においては、かなり行刑の内容にまで関心を持ったものでございいます。終戦後は檢察官は行刑の実態からかなり後退して、行刑まかせというような形が見られるように思ひます。そういう点から申しまして、司法機關が、同じく司法機關の中でも行刑という行政面を持つておるものと間に密接な關係を持つていったほうがいいという考え方は、刑事訴訟法の學者、あるいは刑事政策の學者の中には出ております。

あまり適切なお答えでないかと思ひますけれども……。

○青柳委員 ちよつと私の質問が不徹底だった關係で、もつぱら刑の執行の問題として御理解いただいてしまったようでございいます。私は、実は恩赦というのは、政令恩赦のような一般的な恩赦の場合にはこれをもつと別な配慮から出ていると思ひますけれども、個別恩赦に關しては、原則として具体的なケース、具体的な犯人の更生問題、それはひいては一般犯罪予防のような面も起こると思ひますけれども、もつぱら再犯をしたりしないで更生できる、そういう観点で取り組まれている。そうすると、それは刑の執行そのものではな

いけれども、刑の執行に密接な關係を持った、刑の執行のやり方の問題ではなくて、刑の執行途中で変更するといひますか、中断するといひ意味で、不定期刑なんかの場合だったら裁判官がタツチすることの意味から、裁判所は自分で、何年から何年の間という刑を言い渡しておいて、それを期間中に短縮したり、あるいはその期間いっぱいというところまで延ばす、延ばすというわけじやありませんか、執行させるというようにわけがありますけれども、不定期刑でなくとも、恩赦という制度はそれなりにあるわけですから、変更するわけですから、これが公正妥當に行われれば、本人の更生のために、また再犯を防ぐためにも非常にいい効果を上げるわけにございいます。それが公正妥當に行われるための機構としていまのままでいいのかどうか。今度常動の審査委員の方をふやされるということはその意味も含まれて

いると思うのでありますけれども、私がちよつと思ひつくのは、何かもつと強力な——強力なといふのは強いといふ意味ではなくて、もつと広く意見を聞くような機構があったらどうか。もちろん主査の方やそれを援助する方がいろいろ關係者の意見も聞いたり、動向も察知されるわけでありますけれども、機動的にもつと充實されることとはないだろうかという点での質問であつたわけ

です。

○柳川参考人 いま先生がおっしゃるとおり、確かに恩赦としてもつと努力しなければならぬ点はあるかと思ひます。それで、常動委員をふやしていただく法案を出したのもそこがねらいでございいます。恩赦によつて減刑されたらあるいは復権したり、そういう処分を受けた者は、私たちが予想をする以上に非常に喜ぶのでございいます。恩赦状をそれぞれの上申者から本人に渡すのであります。中には上申者の前で土下座をして喜ぶといふような人もあります。単にその場限りだけの喜びでなくて、私の聞いておるところでは、恩赦を受けた人の再犯率というものが非常に少ない。い

ま私は数字をよく存じておりませんが、非常に少ない。これは恩赦によつて再犯防止というものが相当効果をもたらしているのじやないかと存ずる次第でございいます。

○平出参考人 先ほどの御質問にちよつと外れておつたことが指摘されましたが、これも先ほど申し上げましたように、いろいろな制度が絡み合つて全体として機能していくといふこととございまして、もしこの問題を自由刑の受刑者に限つて申しますれば、その問題は主として仮釈放の問題になつてくるわけであります。もともと、この制度が発達しない場合には仮釈放というようなのは考えられなかつたので、そういう場合には恩赦といふものが働いておりました。しかし、日本のように仮釈放という制度ができましたと、恩赦はその方から後退するといふことになると思ひます。ただ、仮釈放の制度が本當に理想的に機能しているかどうかといふことはまた問題だと思ひますし、さらに法制的に申しますと、仮釈放の期間は保護観察を付することができるとありまして、刑務所から出ましても、めんどろを見て相談に乗つてやるというそういう裏づけがございいます。

ところが、恩赦、特赦になりますとそういうことができなくなるという法制になつていまして私は理解しておるわけにございいます。犯罪者予防更生法には、特赦があつた日以後は保護観察を付してはいけないといふふうになつておるわけにございいます。どうもこの規定は一種の、進駐軍最高司令官當時のニュアンスが感じられるのですが、もし特赦についても、つまり受刑者が刑務所を出てから後にも保護観察が付せられるといふことになつておると一つの心配がとれるのじやないかと思ひます。満期釈放者についても保護観察はしてはならないと、やはり犯罪者予防更生法の三十三条に出ておるわけにございいます。ですから、もう満期釈放の者には何も手を伸べるということがないことになつておる。ただ、現象としてあらわれていましては、再犯は出獄してから六ヶ月、一年、二年、その辺に集中するわけにござい

ます。それが過ぎますとつと再犯は少なくなるわけにございいます。その期間、やはり補導、援護の手を伸べるという用意が望ましいといふことを、刑事政策の學問の上では申す説がかなりございいます。そういう点をお考えになりますとまた、特赦についても、仮釈放で賄えないが、そうかといつて野放しにするわけではないかといふような意味で、適応が広がり得るのではないかといふふう

に考えます。

○青柳委員 終わります。

○小宮山委員長 諫山君。

○諫山委員 柳川参考人にお聞きし。この委員会では、恩赦が党利党略的に利用されてゐるのではないかと、特に選挙違反事件の恩赦に問題があるのではないかと、いふことが長年にわたつて論議されておりました。そして、いままでのこの委員会の論議を見ると、いわば結論的な論議がずっと続けられたように思ひます。しかし、個々の事件がどういふ経過で恩赦になつたのか、どういふ実情があつたかから恩赦になつたのか、こゝういふ問題にはほとんど触れられておりません。私は結論的な議論も大切だと思つたのですが、同時に、この問題を本當に正しく処理するためには、一つ一つの事件の中心に入つて、どういふ手順、どういふ根拠、どういふ判断で恩赦がされてゐるかをつかむことが大切だと思ひました。そこで、きのう私は、最近の選挙違反關係の恩赦事件である自民黨の副田直司氏の恩赦事件を調査しようと思つて法務省にお伺ひしました。ところがなかなか実態が調査できないわけなんです。法務省当局からも総理府からも余り積極的な協力を得られませんでした。私はこれから副田さんの問題を中心にお伺ひしようと思ひますが、これは私の個人的な興味とかそういう立場からお伺ひするのではなくて、恩赦といふのが具体的にどのようになつてゐるのか、その生きた事例を通じて恩赦のあり方を考えてみたいといふ立場からお伺ひいたします。

そこで、私がきょうの法務委員会で論議するた

めに必要な資料として、副田直司さんの恩赦の記録を見せたいとお願ひしたわけですが、結局議決書を見せただけで、それ以上のものは見ることができませんでした。最後に、主な資料は総理府に回っているから総理府で調べてもらいたいということでしたから、総理府に閲覧許可願という書類を出しました。ところが総理府からは、法務省と話し合いをした結果、見せないことにした。それは個人の名誉及び人権にもかかわるからだ。さらに見せた前例がないからという説明を受けました。これはきのうのことです。

ところが、犯罪者予防更生法の第五十八条を讀んでみると、審査会は「政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。」「前項の記録は、閲覧を求めるときは、その閲覧に供さなければならない。但し、本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことができる。」「こうなっております。つまり、恩赦関係の記録というのは、法務委員である私でなくても、日本国民であれば原則として閲覧する権利がある。審査会は閲覧に供さなければならぬ。ただ、例外的に閲覧を拒むことができる、こういう趣旨になっているのです。一般国民に公開するというたてまえをとっているのは、裁判の公開と同じように、恩赦が公正適切に行われていることを担保するための民主的な規定だろと思ひます。ところが、法務委員である私が法務委員会の審議に必要だから見せてくれと言つても、この記録を見せただけでなかった。しかも、これを見た人がかつてだけ一人いなくなつたといふことはきつて重大だと思ひました。これは審査会だけではなく、法務省の問題でもあると思ひますが、これに関連してもう一つ私が驚いたのは、記録の保存は政令の定めるところによつてしなければならないといふのに、どうもこの政令が制定されていないやうだといふことを聞いたのですが、そのとおりでしようか。

○柳川参考人 私、昨日先生がわざわざ役所に

お見えになつて、副島それがしの記録を見せてほしいというお話があつたということを法務局の連中から聞きました。それに対して私は、役所で保管している記録で、いま先生の御指摘の第二項に掲げてある事由の点で心配がないならばお見せしたかどうかといふように指示したのであります。いま役所に保管しておる書類というのは議決書一通だけあります。これをお見せすることは差し支えないという意味で私は指示したのであります。ところがそれだけではいかぬといふお話なので、それではほかの付属書類などもお見せするかどうかについて考慮したいといふことで、それならまず保管者である総理府の官房に了承を、官房からお見せするかどうかを判断してもらうよりしようがないかといふことと、そのやうに先生にお話ししたと思ひます。その後どういふやうなことで総理府の官房が先生にお見せすることをお断じしたかどうか、そこまで私は聞いておりません。もし法務省としての考え方といふことであれば、また別に政府委員もいますから、そういう人にお尋ねいただければありがたいと思ひます。

○古川政府委員 ただいま犯罪者予防更生法の五十八条について御質疑がございまして、その中で政令が定められておらぬではないかという御指摘、まさに政令はまだ定められておりません。そこで扱ひいたしましたは、恩赦関係の記録については大臣訓令が出ておまして、これは法務省文書保存規程がございしますが、その中で、恩赦関係の記録は永久保存といふことに相なつております。またこの五十八条は、恩赦関係以外に地方更生保護委員会の仮釈放関係のもございしますが、これにつきましても地方更生保護委員会及び保護観察所文書保存規程、これも大臣訓令でございまして、これがございまして、これは二十年間の保存、こういうふうになつております。

○藤山委員 法務省当局には私いつでも質問できますから、柳川先生にもう少しお聞きします。法律では、審査会は「政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。」となつてゐるのです。これは審査会が国民に負わされた義務だと思ひます。ところがいまの法務省当局の説明によれば、肝心の政令が決めてられていない。これは大変なことだと思ひます。審査会が法律で義務づけられてゐることを行つていない。審査会の方にこのやうのはまことに失礼で、本当は法務省の怠慢だと思ひます。しかしそれでも表面上の責任者は審査会ですから、「政令の定めるところにより、記録を保存しなければならない。」となつて、その記録を「閲覧に供さなければならない。」といふ仕組みになつてゐるのに、政令自体さえつくられていない。そうすると、適正な記録が保存されてゐるかどうかといふことさえ疑わざるを得なくなるわけですから、ここで押し問答してもしょうがないのですが、これは法務省にももちろん私は具体的に問題提起します。しかし審査会として、政令を定める、そして法律どおりに記録を保存するといふことは緊急の課題だと思ひますが、いかがでしようか。

○柳川参考人 私、五十八条で「政令の定めるところにより」といふことが書いてあるにかかわらず、政令がまだつくられていないといふのはなほ遺憾に思ひます。私の方としても法務省当局に対して、その点について十分な考慮を払うように要請したいと思ひます。

○藤山委員 それから、記録の閲覧の問題です。記録の閲覧が、刑事裁判などではしばしば検察官と弁護人、被告人の間で論争されることは御承知のとおりです。犯罪者予防更生法ではこの記録を「閲覧に供さなければならない。」となつてゐるのに、いままでだれ一人閲覧した人がいなかった。しかも、法務委員である私が、委員会活動に必要だから見せたいと言つても結局断られた。これも大変なことだと思ひます。繰り返すようですが、記録の閲覧といふことを義務づけているのは、やはり公平あるいは民主制を担保するためだと思ひます。ぜひ今後、法務委員である私だけでなく、一般国民も閲覧できるように、緊急に措置をしていただきたいと思います。いかがでしようか。

○柳川参考人 政令は、この規定上、法務省で立案して政府で決めることだと思ひます。その決める方については審査会としてかれこれ言うべきことではなく、政令作成権者が考えることとございませうけれども、五十八条の二項で「但し、本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことができる。」という規定がありますので、もし政令をつくるというのであれば、政府はそういう点をよく考へてつくつてほしいと思ひ次第でございします。

○藤山委員 私が伺ひしたかったのは、法務委員である私でさえ記録を見られなかつた、この状態は法律に反すると思ひから改めていただきたいといふことなんです。その点はいかがでしようか。

○柳川参考人 その問題につきましては、私、委員長ではありますけれども、合議機関である審査会としてはいますぐどうしろ、こうしろというやうにお答えはちよつとできません。

○藤山委員 私、参考人と押し問答することは好まないのですが、しかし、法律では「閲覧に供さなければならない。」と書いてあるから、審査会の責任者としては、この法律の趣旨が生かされるやうに改善するといふ立場をとつてはいただけないでしようか。

○柳川参考人 いま先生のおっしゃるやうな立場について、私は異存ございません。

○藤山委員 さらに、閲覧に供することが原則であり、例外的に閲覧を拒むことができる、こういう規定になつてゐるのです。この原則と例外という関係をきちんとしておかなければ間違ふと思ひます。私がきのう閲覧を拒否された理由の一つは、本人の名誉に關するからだといふことです。しかしこれは閲覧を拒否する理由にはなつておりません。法律は「本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける」と、この二つです。本人については更生を妨げるかどうかだけです。本人

すから、法務省というのは法律の番人であるはずですが、法務省でこんなに明白に法律とおりのことが行われないというのは重大なことだと思つたわけですが。さつき柳川参考人からこういう例外的ことを非常に強調して言われたのですが、閲覧を拒むことができるのはあくまでも例外だという点をきちんと押さえないと、今後処理していただきたいと思つます。私もこれからしばしば記録を閲覧に行こうと思つますから、ぜひ窓口でごたごたしないように。もう一回お願いいたします。

○柳川参考人 先生のお言葉、よく了承しました。

○藤山委員 私は、自民党の県会議員であつた人、そして、かつて文部大臣であり、現在自民党の参議院議員である人の選挙運動をして、公職選挙法違反で有罪判決を受け、そして、私が前回の席で恩赦が選挙違反のために党利党略的に利用されているんじゃないか、こういう議論をしたその日に恩赦になった人のことを調べてみました。その議決書を見ると、買収事件ですが、「供与金額も十六万円と比較的少額である。犯行の態様も必ずしも悪質でない」と認められる。こう書いてあります。私、実はこれを見て驚いたのです。これは福岡県の参議院選挙地区に絡む選挙違反事件です。剣木さんが立候補したときです。そして福岡市の人が数十名、あるいは百名を超していたかもしれませんが、多数の人が買収事件で処罰されました。その総元締めだったのが副田直司さんです。ですから、これが選挙違反事件で比較的軽微だとか悪質でないというようなことを言われると、福岡の人たちはびっくりするだろうと思つたのです。この事件は、そういう多数の買収事件の総元締めとして有罪判決を受けた人だったはずですが、それは違ひうのでしょうか。

○藤山委員 私の一方的な議論にならざるを得ないわけですが、とにかく選挙違反事件の恩赦というのは国民が注視しているのです。そうして選挙違反というのは、たとえば一千円の買収とか二千万円の買収でも処罰されております。ところが十六万円の買収というものは、私の経験から見れば相当大がかりな選挙違反だと思つたわけですが、これは別として、もう一つ、「副田さんが公判で起訴事実を争わなかった。第一審判決後直ちに服罪した」これが議決書の中に記載されております。公判で争わなかったから恩赦になるのだとか、控訴の申し立てをしなかったから恩赦になるのだという思想が審査会の中にあるとすれば、私はきわめて重大だと思つました。公訴事実を認めないか否認するかというところは、後悔しているかないかというところと関係ないはずですが、一審判決に不服で、権利として控訴の申し立てをするかしないかというところは、その人が将来、たとえば再犯のおそれがあるとかないとかいうような問題とは関係ないはずですが、逆に、公訴事実を認めているから恩赦になりやすい、控訴の申し立てをしなかったから恩赦になりやすいということが行われたら、国民の裁判を受ける権利はどうなるのだろうか、控訴を申し立てる権利はどうなるのだろうか、疑問を持たなければならぬ、いま私が言ったように、公判で争わなかったとか、控訴の申し立てをしなかったというところは、一般的に恩赦にかける場合の基準として用いられているのでしょうか。

○藤山委員 柳川参考人は長い間刑事裁判の実務を担当されているわけだし、私も弁護士としてずいぶん長い間刑事裁判をやってきました。その場合に、裁判で公訴事実を否認したから改換の情がない、情状が悪いというような見方をしているんじゃないかと思つます。一審の判決に承服せずに控訴、上告の申し立てをした、だからこの男は反省していないんだ、だからこの男は情状が悪いんだというような見方をしているんじゃないかというの、法律家の常識だろと思つます。ところが、いまの御説明を聞いておると、どうも否認してないことが改換の情の一つのあらわれのように承りました。そういう立場で恩赦が行われるとすればこれは大変だと私は思つたのですが、いま言われたような立場ですべての事件に恩赦がやられておりますか。言葉をかえて言いますと、否認したか認めなかったか、これだけではもろんなんでしょうけれども、公訴事実を否認している人、たとえば白鳥事件の村上被告のような人、こういう人たちは反省していない一つの証拠として審査会では考えているのかということですが。

○柳川参考人 いま先生がおっしゃったように、否認したからどう、けしからぬ、恩赦にしないというような考え方を持っていてるわけではございません。ただ、上申書あたりから意見書がついてきますが、それに、非常に改換しているというようないふことが書いてある。そうすると、その改換している理由として、本当に自分がまずいことをした、謝る、だから深く刑に服するということを

を考へるもの、これは常識的に当然だと思つたのでございすが、いかがでしょうか。

○藤山委員 私、もう押し問答はやめようと思つますが、公訴事実を否認したから改換してないんだとか、控訴、上告、再審の申し立てまでしたから改換してないんだというような見方をしているんじゃない、これは刑事裁判で厳格に言われていることなんです。ところが、すでに刑が確定して恩赦の段階になると、そういう間違つた常識論がまかり通るとすればこれは事重大だと思つたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、副田さんの問題に戻りますと、副田さんは、柳川参考人も御承知のように、大きな買収事件のピラミッドの頂点におつた人です。そこで福岡地方裁判所は、副田さんは一定の期間公民権の行使を停止すべきだ、議員活動なんかしない方がいい、議員活動はしてはいけない、こういう判決をしております。ところが、いよいよ県会議員選挙の直前だということになって恩赦になる。そしてこの副田さんは、すでに恩赦の翌々日ぐらいたつたと思つますが、自民党公認として発表されました。こういうことが恩赦で許されていいのだらうかというところは私は疑わざるを得ません。裁判所は、副田さんはこんなひどい選挙違反をやつたのだから、一定の期間県会議員選挙には出な、こう言っているのです。ところが審査会では、いやよろしいという措置をとつたわけですが、そういう点はどのように考えられたのか。たとえば、議決書の中には、「県会議員等の公職を辞して行状を慎んでいる」ということが書いてあるのです。私は、県会議員の公職を辞して行状を慎んでいるのではないと思つます。県会議員をしようにもやれないのです、公民権停止をされているのだから。そういうことがわかり切つていながら、「県会議員等の公職を辞して行状を慎み」という評価がどうして出てくるのか。私はこういう問題で納得のいく説明がされない限り、とてもいまの恩赦が党利党略でないというふうに考へることができないのです。この選挙違反で公民権を

停止されている人を、恩赦で公民権停止を解除して、あなたは選挙に立候補してよろしいですよという措置をとることを、どういうふうに審査会長としてはお考えになっているのか、お聞かせください。

○柳川参考人 先ほども申し上げましたとおり、この事件をどういうように審査会として考え、受けとめ、そして判断したかということについては、ここで申し上げることを御容赦願いたいと存じます。

○諫山委員 私は質問を終わりますが、とにかく恩赦関係の事件の記録は一般国民の閲覧に供さなければならぬことになっておりますから、私も日本国民の一人として、さらに法務委員として、これから大いに恩赦関係の記録を見せていただくと思います。そして、恩赦が本当に、世間で言われているように党利党略的に利用されていることがないのかどうか、ぜひ私としては見守ってきたいと思います。こういう批判が当委員会でもしばしば論議されている、国民からもそういう疑惑が投げかけられているということをぜひ気にとめていただくことをお願いしまして、終わります。

○小宮山委員長 これにて、参考人に対する質疑は終わりました。

参考人各位には、長時間にわたり、まことに御苦勞さまでございました。厚く御礼申し上げます。

次回は、明五日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和五十年三月十四日印刷

昭和五十年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局